

酒田市立鳥海小学校 いじめ防止基本方針

1 目 的

本方針は、国において制定・策定された、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及びいじめ防止基本方針（平成25年10月11日策定）、山形県いじめ防止基本方針を踏まえ、いじめの根絶に向け、実効ある対策を進め、未然防止や早期対応等、いじめの問題を克服していくために定めるものとする。

いじめの定義・・

（いじめ防止推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2 主な取り組み

① 未然防止の取り組み

- ア) 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の推進
- イ) 子ども理解に基づくきめ細やかな教育の推進
- ウ) 学校教育全体を通した「道徳教育」の推進
- エ) 児童会活動等主体的な活動の推進
- オ) 教職員等の資質能力の向上
- カ) 鳥海小 HP に「酒田市立鳥海小学校 いじめ防止基本方針」の掲載によるいじめ防止の啓発

② 早期発見の取り組み

- ア) 基本的な考え方
 - i) 生徒指導の三機能を大切にした学級経営の推進
 - ii) いじめを見逃さない学校風土の醸成
- イ) 具体的な取り組み
 - i) 情報共有の強化
 - ・子どもを語る会（毎週金曜日）による情報共有
 - ・いじめ早期発見のためのチェックリストの活用
 - ii) 相談しやすい環境づくり
 - ・心のアンケート，学校生活アンケートによる実態把握
 - ・個人面談の実施

③ いじめ発生時の基本的な対応

ア) 基本的な流れ

いじめの認知に向けて日頃から実態把握に努めると共に、認知した場合は、以下の対応を基本としていく。その際の「鳥海小学校いじめ防止等のための校内組織」は次の通りとする。

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当（以下，対応チーム）

〈基本的な対応〉

・正確な実態把握

- ↓ ・当事者，周囲の児童から聞き取り記録
- ↓ ・聞き取った事実を集約・整理し、全体像を把握する

・指導方針及び体制の確認

- ↓ ・指導のねらいを明確にする
- ↓ ・対応する教職員の役割を分担する
- ↓ ・教育委員会との連携を図る

・子どもへの指導・支援

- ↓ ・いじめられている子どもを徹底して守る
- ↓ ・いじめた子どもへ「いじめは許されない」という意識を持たせる
- ↓ 指導を行う。

・保護者との連携

- ↓ ・指導方針を伝え，理解を求める
- ↓ ・状況の推移について正確に伝える

・事後の対応

- ・継続的な指導，見守り，担任の対応チームへの報告

イ) いじめ発見時の緊急対応

いじめを発見した場合は，その場で速やかに指導する。いじめの通報があった場合、速やかに対応チームに報告する。被害児童だけでなく、いじめを知らせた児童についても守り抜くことを第一に考え，事実確認を行う。

ウ) いじめと認知した場合の対応

保護者に対しては，迅速な対応が必要である。家庭訪問等により，事実関係を伝えとともに，被害児童を絶対に守ることや，いじめられている児童を日常的に全職員で見守ることを明確に伝える。被害児童に対しては，友人や家庭，地域と連携しながら，しっかりと寄り添って支える体制をつくるとともに，加害児童については，継続的な指導を通して「いじめは絶対に許さない」という意識を高めていく。

エ) 集団への働きかけ

いじめの加害者はもちろん，傍観者にならないよう，いじめを発見した場合の「知らせる勇気」を育てていく。また，いじめ等があった場合は，被害児童に配慮しつつ，自分の問題として考えさせる場面を設定し，学級全体でいじめは許さないという風土を創り上げていく。

オ) 継続した指導体制の確立

いじめの加害者、被害者だけでなく、関係する他の児童との関係修復を経て、好ましい集団に高まっていくことができるように、定期的に指導体制や指導方針の確認を行いながら、常に児童の心に寄り添った指導を心がける。

④ ネット上のいじめの対応

ア) ネット上のいじめの実態と現状についての理解

i) 研修会への積極的な参加

ii) 指導モデルカリキュラムや教員向けWebサイトの活用

イ) 未然防止の取り組み

i) 外部機関との連携による学習会の実施

ii) PTAと連携した取り組みの推進

iii) 「インターネット上のいじめへの対応について」の活用

3 組織

① いじめ防止対策推進法第22条に基づく組織として、以下のとおりとする。

校 内

校長，教頭，教務主任，生徒指導担当(校内・校外)を基本とする。

校 外

PTAや民生児童員及び学校評議員会等既存の組織を基本としながら、状況に応じて、地区保健師，スクールカウンセラーから加わってもらい組織する。

4 重大事態への対応

① 重大事態とは以下の場合とする。

ア) いじめにより，当該児童の「生命・心身又は財産に重大に被害」が生じた疑いがあると認めるとき

・児童が自殺を図った場合

・身体に重大な障害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合

イ) いじめにより，当該児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

② 重大事態に対しては、以下の点を基本として対応する。

ア) いじめがあったのではないかとする姿勢で事実に向き合う。

イ) 児童生徒・保護者を含め，学校全体の問題であると認識し，予断を許さず，客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。

ウ) 調査は迅速かつ計画的に行う。

エ) 児童生徒のプライバシーに十分配慮しつつ，必要な情報は適宜提供する。

- ③ 重大事態が発生した場合は酒田市教育員会に速やかに報告するとともに、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときには直ちに酒田警察署に連絡する。

④ 重大事態の調査

ア) いじめ防止対策推進法第28条に基づき、重大事態が発生した場合は、速やかに調査を行うための組織を設置して対処する。(前述「3 組織」参照)

イ) アンケートの収集等初期調査を通して、事実関係を明確にするための調査を速やかに実施する。

i) いじめられた児童から聞き取り可能な場合

当該児童から十分な聞き取りを実施するとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を実施する。その際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

ii) いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。

iii) 自殺の背景調査における留意事項

自殺が起こった場合は、その後の自殺防止に資するという観点から、その背景調査を実施する。なくなった児童の村下を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止を講ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うようにする。調査を進めるにあたっては、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」(平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究者会議)を参考とする。

⑤ 調査結果の報告

ア) いじめをうけた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめがいつ行われ、誰から行われ、どのような内容であったか、学校がどのように対応したか等)について、いじめを受けた児童及びその保護者に対して説明する。

イ) 調査結果は、酒田市教育委員会を通して酒田市長に報告する。